令和５年　２月　１日

郡 市 区 等 医 師 会　　御中

大 阪 府 医 師 会
（ 公 印 省 略 ）

「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令」及び「労働安全衛生規則及び特定化学物質障害予防規則の一部を改正する省令」の施行について

平素より産業保健活動の推進に格別のご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

標記につきまして、別添のとおり、厚生労働省労働基準局長より、日本医師会宛に、その周知について協力依頼がありました。

今般、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 67 条第 1 項に規定する健康管理手帳の交付対象業務が拡大するため、下記の政令及び省令が令和 5 年 1 月 18 日より施行されることとなりました。

つきましては、貴会におかれましても、改正政令・省令の内容を御理解いただき、会員医療機関へご周知賜りますようよろしくお願い申し上げます。

記

【改正の内容】

1. 労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令

都道府県労働局長による健康管理手帳の交付の対象となる業務に、三・三′―ジクロロ―四・四′―ジアミノジフェニルメタン（これをその重量の 1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務を追加。

2. 労働安全衛生規則及び特定化学物質障害予防規則の一部を改正する省令

2-1 安衛則の一部改正

健康管理手帳の交付対象の要件に上記「1.」の業務に 2 年以上従事した経験を有することと規定し、様式について所要の改正を実施。

2-2 特化則の一部改正

特化則内の別表及び様式について所要の規定の整理を実施。

●「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令」及び「労働安全衛生規則及び特定化学物質障害予防規則の一部を改正する省令」の施行について

https://www.med.or.jp/japanese/members/bunsyo/data3/kenko1/2022ken1_2007.pdf

※ユーザー名とパスワードでのログインが必要です。

ユーザー名：会員 ID（日医刊行物送付番号）の 10 桁の数字（半角で入力）です。
宛名シール下部に印刷されている 10 桁の数字です。

パスワード：生年月日の「西暦の下 2 桁、月 2 桁、日 2 桁」を並べた 6 桁の数字です（半角入力）

※事務局：地域医療 1 課　堀田（TEL 06-6763-7012・FAX 06-6766-2875）